

平成 2 9 年 第 6 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(平成 2 9 年 6 月 2 9 日)

召集年月日 平成29年6月29日(木)

召集の場所 おおい町里山文化交流センター

開会 平成29年6月29日 午後2時59分

閉会 平成29年6月29日 午後3時20分

出席農業委員(12名)

1番 早川 和夫(会長) 2番 溝口 智也 3番 菅原 儀左エ門
4番 岡 秀夫 5番 山本 修 6番 神野 淳一
7番 桑田 建太郎 8番 松宮 重信(職務代理)
10番 木村 憲雄 11番 櫻井 隆治 12番 松井 厚雄
14番 古池 洋子

欠席委員(2名)

9番 細川 正博

出席事務局

局長 板谷則昭 次長 島田文紀 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第14号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について

報告第9号 農地変換届について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成29年第6回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、9番細川委員の1名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております2議案と報告1件を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会 長

本日は、平成29年第6回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、12名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、7番 桑田委員と 8番 松宮委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議 長 日程2 議案第14号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長
議案第14号は、〇〇の〇〇氏が〇〇〇に在住の〇〇氏の農地2筆を譲り受ける申請であります。
詳細は、事務局書記に説明させます。

書 記 はい、議長
(議案資料説明)
許可基準は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

山本委員 はい、議長

山本委員 本案につきましては、20日の午前に、松井委員と事務局同行のもと現地を確認してまいりました。
申請地は草で荒れておりましたが、〇〇氏は町外に転居し、〇〇氏は大根を植える計画であることから、所有権移転は問題ないものと判断しました。

議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第14号

農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 3]

議長 日程3 議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議についてを議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求められたものであります。

それでは、議案について事務局に説明させます。

局長 議案第15号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて利用権を設定するものでありまして、詳細は、事務局書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案朗読)

今回の設定は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が3名の所有者から5筆を平成29年7月1日からの始期で8年間借り受けるもので、終期は、〇〇〇〇〇〇〇〇の他の利用権設定の終期と併せてあります。

設定の5筆は町の再生協議会の耕作放棄地再生利用補助金を活用し、1枚の転作田に再生し、8月からソバの作付けを予定しています。

この利用権設定の同意判断につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれも、農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化に促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

松井委員 はい、議長

松井委員 本案につきましても20日の午前中に現地を確認してまいりました。

現地は耕作放棄地で荒れておりますが、土木業者により再生されるとのことで、利用権が設定されることに問題ない農地であると判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございます。
それでは、議案第15号につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員 筆が5枚あるが、高さを揃えるのか。

書記 5枚は高さが揃っているので問題ありません。

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に係る意見照会については、町へ同意することといたします。

[日程 4]

議長 日程4 報告第9号 農地変換届について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局長 報告第9号は〇〇の8筆を畑にする変換届でございます。詳細は書記に説明させます。

書記 (議案朗読)

議長 それではご意見、ご質問ございませんか。

桑田委員 ダンプが農道を走ると水道管がはじく。特に若宮の辺りで。町から指導してほしい。

